

仮設足場資材ケレン作業利用規約

茨木工業株式会社（以下「当社」という）が提供する仮設足場資材の付着物除去（以下「ケレン」という）およびこれに付随する業務（以下「本サービス」という）の利用に関し、以下の通り規約（以下「本規約」という）を定めます。本サービスを申し込まれたお客様（以下「利用者」という）は、本規約の全ての条項に同意したものとみなします。

第1条（目的）

本規約は、当社が利用者の所有または管理する仮設足場資材（以下「本資材」という）の本サービスを提供するに際して適用される取引条件を定めることを目的とします。

第2条（契約の成立）

1. 本サービスに関する契約は、利用者が当社所定の注文チェックシートにより当社に申し込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立するものとします。
2. ケレンの内容および仕上げ基準については、注文チェックシートの記載に従うものとします。

第3条（搬入時の資材確認）

1. 本資材が当社の事業所に搬入された際、当社は速やかにその数量および損傷等の有無、その他本資材の状態を確認するものとします。
2. 搬入された本資材が、想定を著しく超える汚損、変形、または危険物（アスベスト付着等）を含んでいる場合や、数量の大幅増加の場合、当社は本サービスの提供を拒否、または別途見積による増額を請求できるものとします。

第4条（不良品の取り扱い）

1. 前条の搬入時の確認において発見できなかったが、本サービス作業開始後に、当社が本資材の曲がり、割れ、著しい腐食等の欠陥を発見した場合、当社は速やかに利用者に報告し、その後の処置・対応について利用者からの指示を仰ぐものとします。
2. 前項の場合、作業対象外となった本資材についても、それまでの本サービス作業工程に応じた料金が発生することを利用者はあらかじめ承諾するものとします。

第5条（本サービスの対価の支払い）

利用者は本サービス完了し、本資材が利用者に返却後、当社が発行する請求書に基づき、本資材返却月の翌月末日までに本サービスの対価を当社指定の銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。

第6条（注意義務および免責）

1. 当社は、預かり受けた本資材を、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
2. ケレン作業の性質上、不可避免的に生じる軽微な擦り傷、または本資材の経年劣化もしくは性質による汚損・破損等については、当社はその責を負わないものとします。
3. 本資材の返却後、利用者が当該資材を使用または第三者に使用させた際に発生した事故（倒壊、落下、負傷等を含むがこれらに限られない）について、当社は理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

第7条（損害賠償）

本サービス作業中に当社の過失により本資材を損壊させた場合、当社は利用者に対し、当該資材の時価相当額を限度として賠償するものとします。

第8条（不可効力）

天災地変、火災、停電、法令の制定改廃その他当事者の責に帰することができない事由により、本サービスの全部または一部の履行が遅延または不能となった場合、当社はその責任を負わないものとします。

第9条（規約の変更）

1. 当社は、本規約の内容は、必要に応じ、①利用者の一般の利益に適合する範囲、又は②本規約の目的に反せず合理的な範囲で変更されることがあります。
2. 前項に従い本規約を変更する場合、当社は、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、本サイトの適宜の場所への掲載その他適切な方法により周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第10条（合意管轄）

本サービスに関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額に応じて、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。